

福山市立大学新棟整備事業
落札者決定基準書

2024年（令和6年）10月
公立大学法人福山市立大学

目次

1	総則	2
	(1) 落札者の決定方法	2
	(2) 落札者の決定に係る審査方法	2
	(3) 審査委員会の設置	2
	(4) 落札者の決定までの手順	3
	(5) 審査及び評価の概要	4
	(6) 審査及び選定結果並びに公表方法	4
	(7) 応募者が1社の場合の措置	4
	(8) 応札者がいない場合又は落札候補者がいない場合の措置	4
2	第一次審査の審査方法	5
	(1) 審査方法	5
3	第二次審査の配点及び審査方法	9
	(1) 配点	9
	(2) 基礎審査	9
	(3) 実績審査	10
	(4) 技術提案審査	14
	(5) 価格審査	16
	(6) その他	17
4	総合評価及び落札候補者の決定	17
	(1) 落札候補者の決定方法	17
	(2) 総合評価点の算出方法	17
	(3) 同点の場合の取扱い	17

1 総則

(1) 落札者の決定方法

公立大学法人福山市立大学（以下「本法人」という。）は、福山市立大学新棟整備事業（以下「本事業」という。）の実施において、基本設計DB方式を採用することにより、設計業務（基本設計及び実施設計をいう。）、施工業務、工事監理業務を一体的に実施し、本事業を効率的かつ効果的に実施することをめざしている。

本事業の趣旨及び条件を十分理解した上で、新棟の設計及び工事に関する高度な技術を有し、品質と価格が総合的に優れた内容で実施することができる者を選定するため、総合評価落札方式により落札者を決定する。

この「福山市立大学新棟整備事業 落札者決定基準書」（以下「本基準書」という。）は、本法人が一般競争入札総合評価落札方式により落札者を決定するための基準を示すものである。

(2) 落札者の決定に係る審査方法

審査は次の2段階で実施する。

- ・ 第一次審査（入札参加資格要件確認）
- ・ 第二次審査（提案内容等の審査（基礎審査、実績審査、技術提案審査、価格審査））

(3) 審査委員会の設置

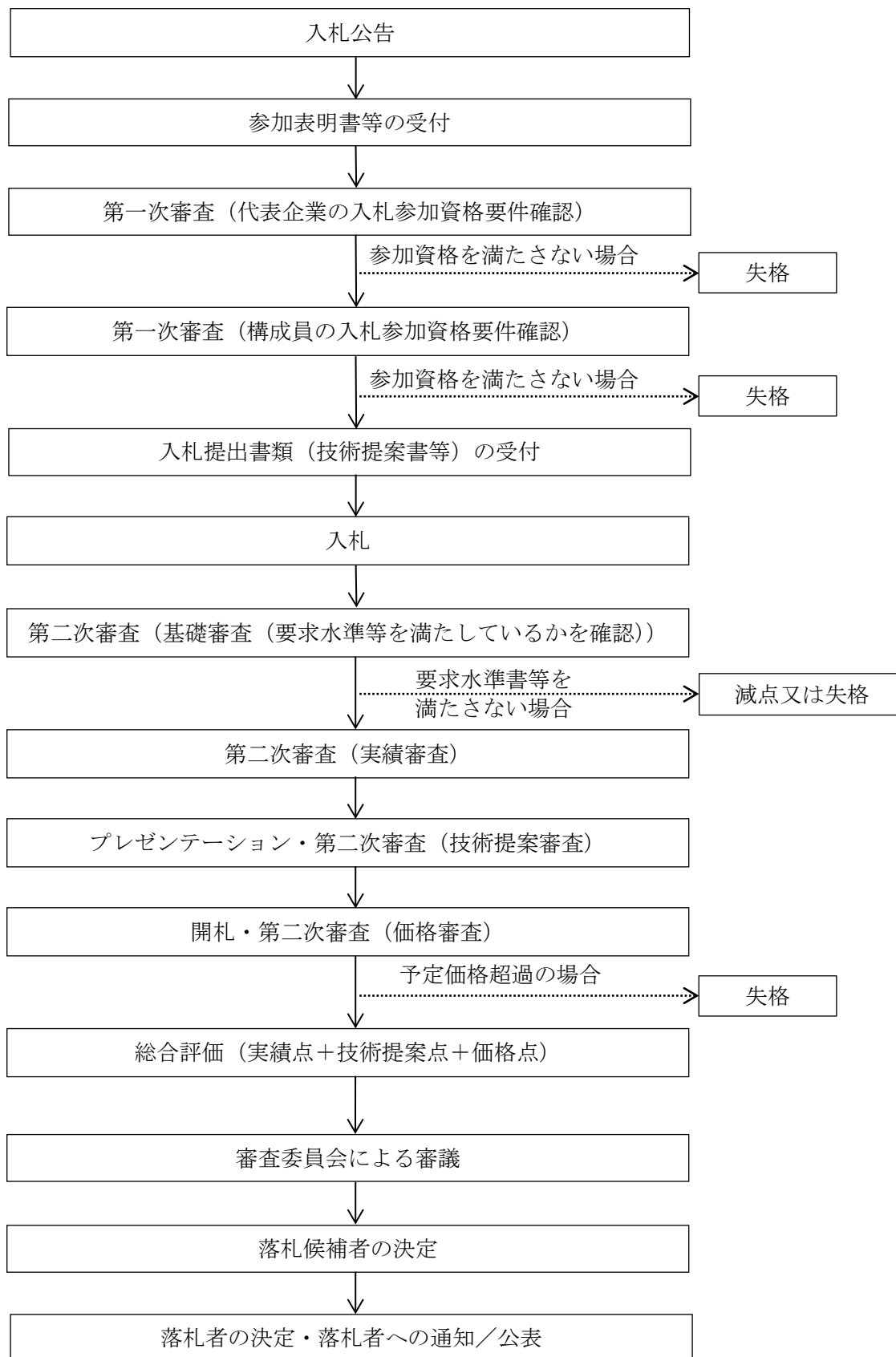
学識経験者、本法人の法人役員、関係行政機関の職員により構成する「福山市立大学新棟整備事業に係る総合評価審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は応募者からの提案内容を総合的に評価した上で、落札候補者を決定するものとする。

委員長	渡辺 健次（福山市立大学学長特命教授）
委員	山本 透（福山市立大学学長特命教授）
委員	向井 厚志（公立大学法人福山市立大学理事 兼 福山市立大学副学長、新学部設置準備室長、福山市立大学都市経営学部教授）
委員	横山 真（福山市立大学都市経営学部准教授）
委員	川島 満（広島県土木建築局建築技術担当部長）
委員	小森 満生（福山市建設局建築部長）
委員	渡部 廉弘（公立大学法人福山市立大学理事 兼 福山市立大学事務局長）
委員	井上 誠之（福山市立大学事務局経営企画課主幹）

(4) 落札者の決定までの手順

落札者の決定までの手順は次のとおりである。



(5) 審査及び評価の概要

※詳細は「2 第一次審査の審査方法」及び「3 第二次審査の配点及び審査方法」を参照のこと。

ア 第一次審査 入札参加資格確認

応募者（代表企業・共同企業体構成員及びグループ構成員）の入札参加資格要件を確認し、入札参加資格が確認できない場合は失格とする。審査結果については、応募者全員に対して通知する。

イ 第二次審査 提案内容等の審査

(ア) 基礎審査

「要求水準に関する誓約書（様式 11）」を受領するほか、入札提出書類一式が要求水準を満たす提案となっているか基礎審査を実施する。審査の結果、「要求水準に示す条件を満たさない」と判断される者は、減点又は失格とする。

(イ) 実績審査

入札提出書類（実績確認資料）を基に、参加者の実績について審査を行い、本基準に基づいて実績点を算出する。

(ウ) 技術提案審査

入札提出書類（技術提案書等）及びそれに基づくプレゼンテーションの内容について審査を行い、本基準書に基づいて技術提案点を算出する。

(エ) 開札及び価格審査

入札書に記載された入札金額が予定価格を超えていないことを確認する。予定価格を超えていない場合に、本基準書に基づいて価格点を算出する。予定価格の範囲内の入札がないときには、再入札を行う。

(オ) 総合評価

第二次審査（実績審査、技術提案審査、価格審査）の結果から、本基準書に基づいて総合評価点を算出する。

ウ 落札候補者の決定

審査委員会は総合評価点を基に、落札候補者を決定する。

(6) 審査及び選定結果並びに公表方法

審査委員会における審査及び選定結果については、速やかに代表企業に対して通知するとともに、福山市立大学（以下「本学」という。）のホームページで公表する。

(7) 参加者が1社の場合の措置

参加者が1社の場合であっても入札を実施し、入札説明書及び本基準書に記載の手続きにより、落札者を決定できる。ただし、落札候補者の選定にあつては、総合評価点が50%以上の場合に限る。

(8) 応札者がいない場合又は落札候補者がいない場合の措置

応募者がいない場合又は落札候補者がいない場合は、この旨を速やかに本学のホームページにより公表する。

2 第一次審査の審査方法

(1) 審査方法

応募者（代表企業・共同企業体構成員及びグループ構成員）の入札参加資格要件を確認し、入札参加資格を満たしているか否かを確認する。入札参加資格確認は審査委員会の事務局が実施し、入札参加資格が確認できない場合は失格とする。入札参加資格確認における確認内容は、次のとおりとする。

ア 共通要件

業務を実施する全ての者は、次の要件を満たすこと。

1	公立大学法人福山市立大学契約事務取扱規程（令和3年法人規程第49号）第3条により入札参加制限を受けていない者であること。
2	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
3	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
4	この公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
5	福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
6	国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
7	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）に基づく暴力団及び暴力団員等でないこと。
8	応募者の代表企業、構成企業、これらの企業と資本面又は人事面において関連のある者が他の応募者の代表企業又は構成企業として参加していないこと。
9	発注者支援業務を受託している者と資本面又は人事面において関連がある法人でない者であること。 【発注者支援業務受託者】 商号 株式会社プラスPM 所在地 大阪府大阪市北区西天満2丁目8番5号 西天満大治ビル

イ 本事業の設計業務及び監理業務を実施する者

設計業務及び監理業務に従事する全ての者は次の（ア）の要件を満たすこと。

また、（イ）から（カ）までの要件は、設計業務及び工事監理業務にあたる代表企業が満たすこと。

（ア）建築士法第23条の3第1項規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者であるこ

と。

(イ) 2009 年度（平成 21 年度）以降に業務が完了した、次のいずれかの要件を満たす実施設計・工事監理業務を元請として履行した実績のある者であること。設計共同体構成員での設計・工事監理実績を提出する場合は、出資比率 20%以上を実績とみなす。

a 延べ面積が 3,500 m²以上であり、構造種別が SRC 造、RC 造、S 造のいずれかの大学施設・研究施設（公共機関、大学、民間企業等の医薬系・理工系の研究施設に限る。）の実実施設計・工事監理（複合施設の場合は当該用途が延べ面積の 3,500 m²以上を占める場合に限る。また、増築・改築の場合には、当該部分の延べ面積が 3,500 m²以上のものに限る。）

b 延べ面積が 3,500 m²以上であり、構造種別が SRC 造、RC 造、S 造のいずれかの官公庁の庁舎又は民間企業の事務所（以下「庁舎等」という。）の実実施設計・工事監理（増築・改築の場合には、当該部分の延べ面積が 3,500 m²以上のものに限る。）

(ウ) 設計業務の管理技術者として、一級建築士の資格を有する者を配置すること。ただし、設計業務に従事する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格に関する確認基準日時点において雇用期間が 3 か月以上経過しているものに限る。

(エ) 設計業務の建築（総合）主任技術者として、一級建築士の資格を有する者を配置すること。ただし、設計業務に従事する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格に関する確認基準日時点において雇用期間が 3 か月以上経過しているものに限る。

(オ) 工事監理業務の管理技術者として、一級建築士の資格を有する者を配置すること。ただし、監理業務に従事する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格に関する確認基準日時点において雇用期間が 3 か月以上経過しているものに限る。

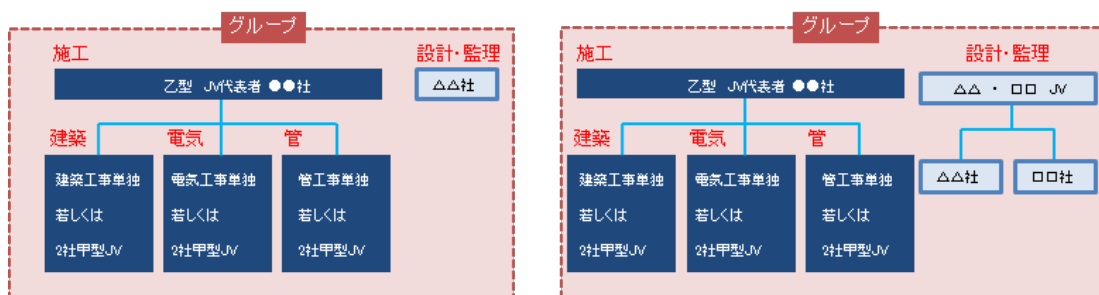
(カ) 工事監理業務の建築（総合）主任技術者として、一級建築士の資格を有する者を配置すること。ただし、工事監理業務に従事する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格に関する確認基準日時点において雇用期間が 3 か月以上経過しているものに限る。

ウ 本事業の工事を実施する者

工事を実施する者の参加資格要件は次のとおりとし、工事実績要件及び県内事業者要件を求めるものとする。

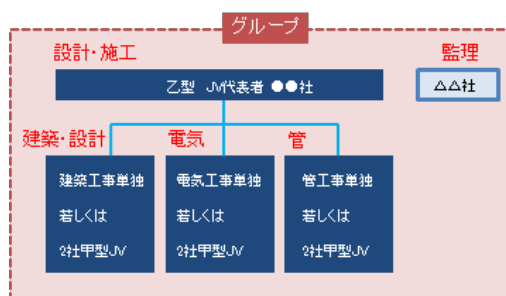
JV（共同企業体）での参加は建築一式工事、電気工事、管工事、設計業務、監理業務について可とするが、それぞれ 2 者までとし、その際は、出資比率が確認できる協定書を提出すること。なお、JV（共同企業体）の場合の実績は、その JV（共同企業体）の最大出資率の構成企業の実績とする。その実績が JV（共同企業体）による実績の場合は、出資比率 20%以上を実績とみなす。

■ グループ構成のイメージ



乙型JVと単独設計企業のグループ

乙型JVと設計企業共同体のグループ



乙型JVと監理を行う者のグループ

(ア) 【建築一式工事を実施する者】

建築一式工事に従事する全ての者は次の資格を満たすこと。

1	建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を受けている者で、2023年度（令和5年度）・2024年度（令和6年度）の福山市建設工事入札参加資格を有する建築一式工事の認定を受けており、単独の場合は等級及び総合評定値がA（総合評定値1,050点以上）、JV（共同企業体）の場合は等級及び総合評定値がA（総合評定値1,050点以上）又はB（総合評定値740点以上）の組合せであること。（A、A・A、A・B、B・Bは可能）
2	単独の場合又は共同企業体の場合において、最大出資比率の構成企業は、2009年度（平成21年度）以降に完成した構造種別がSRC造、RC造、S造のいずれかであり延べ面積3,500㎡以上の建築物の新築、改築又は増築（当該部分の延べ面積が3,500㎡以上のものに限る。）に係る建築一式工事の元請け実績を有していること。
3	広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有すること。
4	単独の場合又は共同企業体の場合において、最大出資比率の構成企業は、監理技術者として、一級建築士又は一級施工管理技士のいずれかの資格を有する者及び、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者を専任配置すること。ただし、施工業務に従事する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格に関する確認基準日時点において雇用期間が3か月以上経過している者に限る。その他の企業においては、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格に関する確認基準日時点において雇用期間が3か月以上経過している者を監理技術者として専任配置すること。

5	単独の場合又は共同企業体の場合においては、最大出資比率の構成企業は、現場代理人を配置すること。ただし、施工業務に従事する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格に関する確認基準日時点において雇用期間が3か月以上経過している者に限る。
---	--

(イ) 【電気工事を実施する者】

電気工事に従事する全ての者は次の資格を満たすこと。

1	建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく電気工事の特定建設業の許可を受けている者で、2023年度（令和5年度）・2024年度（令和6年度）の福山市建設工事入札参加資格を有する電気工事の認定を受けており、単独の場合はその等級及び総合評定値がA（総合評定値930点以上）又はB（総合評定値720点以上）、JVの場合はその等級及び総合評定値がA（総合評定値930点以上）又はB（総合評定値720点以上）による組合せであること。（A、A・A、A・B、B・Bは可能）
2	単独の場合又は共同企業体の場合において、最大出資比率の構成企業は、2009年度（平成21年度）以降に完成した構造種別がSRC造、RC造、S造のいずれかであり延べ面積3,500㎡以上の新築、改築又は増築（当該部分の延べ面積が3,500㎡以上のものに限る。）に係る電気工事の元請け実績を有していること。
3	広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有すること。
4	単独の場合又は共同企業体の場合において、最大出資比率の構成企業は、監理技術者として、技術士又は一級電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者及び、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者を専任配置すること。ただし、施工業務に従事する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格に関する確認基準日時点において雇用期間が3か月以上経過している者に限る。その他の企業においては、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格に関する確認基準日時点において雇用期間が3か月以上経過している者を監理技術者として専任配置すること。
5	単独の場合又は共同企業体の場合においては、最大出資比率の構成企業は、現場代理人を配置すること。ただし、施工業務に従事する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格に関する確認基準日時点において雇用期間が3か月以上経過している者に限る。

(ウ) 【管工事を実施する者】

管工事に従事する全ての者は次の資格を満たすこと。

1	建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく管工事の特定建設業の許可を受けている者で、2023年度（令和5年度）・2024年度（令和6年度）の福山市建設工事入札参加資格を有する管工事の認定を受けており、単独の場合はその等級及び総合評定値がA（総合評定値900点以上）又はB（総合評定値660点以上）、JV（共同企業体）の場合はその等級及び総合評定値がA（総合評定値900点以上）
---	--

) 又は B (総合評定値 660 点以上) による組合せであること。(A、A・A、A・B、B・B は可能)
2	単独の場合又は共同企業体の場合において、最大出資比率の構成企業は、2009 年度 (平成 21 年度) 以降に完成した構造種別が SRC 造、RC 造、S 造のいずれかであり延べ面積 3,500 m ² 以上の新築、改築又は増築 (当該部分の延べ面積が 3,500 m ² 以上のものに限る。)に係る管工事の元請け実績を有していること。
3	広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有すること。
4	単独の場合又は共同企業体の場合において、最大出資比率の構成企業は、監理技術者として、技術士又は一級管工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者及び、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者を専任配置すること。ただし、施工業務に従事する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格に関する確認基準日時点において雇用期間が 3 か月以上経過している者に限る。その他の企業においては、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格に関する確認基準日時点において雇用期間が 3 か月以上経過している者を監理技術者として専任配置すること。
5	単独の場合又は共同企業体の場合においては、最大出資比率の構成企業は、現場代理人を配置すること。ただし、施工業務に従事する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格に関する確認基準日時点において雇用期間が 3 か月以上経過している者に限る。

3 第二次審査の配点及び審査方法

(1) 配点

審査項目及び配点は、次のとおりである。

審査対象資料	基礎審査	実績審査	技術提案審査	価格審査
入札提出書類一式	最大 5 点の減点	—	—	—
入札提出書類一式 (実績確認資料)	—	20 点	—	—
入札提出書類 (技術提案書等)	—	—	80 点	—
入札書	—	—	—	80 点
合計	180 点			

(2) 基礎審査

「要求水準に関する誓約書 (様式 11)」を受領するほか、要求水準書等に示す要求水準はすべて必須要件のため、入札提出書類一式について、達成/未達の審査を行う。

1 項目でも「要求水準等に示す条件を満たさない」と判断される場合は、減点又は失格とする。未達である場合は、最大 5 点の減点を行い、未達項目が十分に多いと認められる

場合には、その参加者を失格とする。

(3) 実績審査

入札提出書類（実績確認資料）において、次の表に示す実績を有するものに対して、実績点を算出する。設計業務、施工業務、工事監理業務を主契約者（共同企業体案件の場合には当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有する者。以下「代表構成員」という。）として受注した実績及び、共同企業体の構成員としての実績を評価する。なお、共同企業体における構成員としての実績について、評価対象となるものは出資比率 20%以上の実績とする。

【企業実績】

審査項目	評価ポイント	配点
① 設計実績	同種 ^{※1} 、類似施設 ^{※2} の設計実績 2 件 (設計業務代表企業の実績)	【代表構成員として経験した実績】 2 点/件：同種実績 1 点/件：類似実績 最大 3 点
		【構成員として経験した実績】 1 点/件：同種実績 0.5 点/件：類似実績 最大 2 点
② 工事監理実績	同種 ^{※1} 、類似施設 ^{※2} の監理実績 2 件 (工事監理業務代表企業の実績)	【代表構成員として経験した実績】 2 点/件：同種実績 1 点/件：類似実績 最大 2 点
		【構成員として経験した実績】 1 点/件：同種実績 0.5 点/件：類似実績 最大 2 点
③ 施工実績	同種 ^{※1} 、類似施設 ^{※2} の施工実績 3 件 (建築一式工事を実施する者 1 件以上記載すること。電気工事及び管工事を実施する者の実績の記載は任意とする。)	【代表構成員として経験した実績】 2 点/件：同種実績 1 点/件：類似実績 最大 5 点
		【構成員として経験した実績】 1 点/件：同種実績 0.5 点/件：類似実績 最大 3 点

【担当者実績】

審査項目	評価ポイント	配点
① 統括責任者	同種 ^{※3} 、類似施設 ^{※4} の新築・増築・改築に係る工事において、設計業務管理技術者又は工事監理業務管理技術者若しくは監理技術者又は現場代理人として従事した実績 1 件	2 点：同種施設 1 点：類似施設
② 設計業務 管理技術者	同種 ^{※3} 、類似施設 ^{※4} の実施設計業務において、管理技術者として従事した実績 1 件	2 点：同種施設 1 点：類似施設
③ 設計業務 建築主任技術者	同種 ^{※3} 、類似施設 ^{※4} の実施設計業務において、建築主任技術者として従事した実績 1 件	1 点：同種施設 0.5 点：類似施設
④ 工事監理業務管理技術者	同種 ^{※3} 、類似施設 ^{※4} の工事監理業務において、管理技術者として従事した実績 1 件	1 点：同種施設 0.5 点：類似施設
⑤ 監理技術者	同種 ^{※3} 、類似施設 ^{※4} の新築・増築・改築に係る工事において、監理技術者として従事した実績 1 件（建築一式工事を実施する者の配置する監理技術者）	【代表構成員として経験した実績】 2 点：同種施設 1 点：類似施設
		【構成員として経験した実績】 1 点：同種施設 0.5 点：類似施設
⑥ 現場代理人	同種 ^{※3} 、類似施設 ^{※4} の新築・増築・改築に係る工事において、現場代理人として従事した実績 1 件（建築一式工事を実施する者の配置する現場代理人）	【代表構成員として経験した実績】 2 点：同種施設 1 点：類似施設
		【構成員として経験した実績】 1 点：同種施設 0.5 点：類似施設

※1：2009 年度（平成 21 年度）4 月 1 日以降に設計が完了または竣工した延べ面積が 3,500 m²以上であり、構造種別が SRC 造、RC 造、S 造のいずれかの大学施設・研究施設（公共機関、大学、民間企業等の医薬系・理工系の研究施設に限る。）の新築、増築または改築に係る工事の実績を有していること。ただし、増築及び改築の場合は増築及び改築部分が 3,500 m²以上のものとする。

※2：2009 年度（平成 21 年度）4 月 1 日以降に設計が完了または竣工した延べ面積が 3,500 m²以上であり、構造種別が SRC 造、RC 造、S 造のいずれかの庁舎等の新築、増築または改築に係る工事の実績を有していること。ただし、増築及び改築の場合は増築及び改築部分が 3,500 m²以上のものとする。

※3：2009 年度（平成 21 年度）4 月 1 日以降に設計が完了または竣工した延べ面積が 3,500 m²以上の大学施設の新築、増築または改築に係る工事の設計業務、監理業務または施工業務の実績を有する者とする。ただし、増築及び改築の場合は増築及び改築部分が 3,500 m²以上のものとする。

※4：2009年度（平成21年度）4月1日以降に設計が完了または竣工した延べ面積が3,500㎡以上の庁舎又は事務所の新築、増築または改築に係る工事の設計業務、監理業務または施工業務の実績を有する者とする。ただし、増築及び改築の場合は増築及び改築部分が3,500㎡以上のものとする。

【参考：各業務を担う者の主な要件】

各業務を担う者の主な要件			参加要件		評価要件		
			代表	構成員			
設計業務							
企業要件		事務所登録	●	●	—		
		実績	●	—	●		
配置技術者要件	管理技術者		保有資格	●	—	—	
			雇用期間	●	—	—	
			実績	—	—	●	
	主任技術者		建築	保有資格	●	—	—
			雇用期間	●	—	—	
			実績	—	—	●	
			構造	保有資格	●		—
			電気	保有資格	●		—
			機械	保有資格	●		—
工事監理業務							
企業要件		事務所登録	●	●	—		
		実績	●	—	●		
配置技術者要件	管理技術者		保有資格	●	—	—	
			雇用期間	●	—	—	
			実績	—	—	●	
	主任技術者		建築	保有資格	●	—	—
			雇用期間	●	—	—	
			実績	—	—	—	
			構造	保有資格	●		—
			電気	保有資格	●		—
			機械	保有資格	●		—

各業務を担う者の主な要件			参加要件		評価要件	
			代表	構成員		
工事施工業務						
建築一式 工事	企業要件		建設業許可	●	●	—
			入札参加資格	●	●	—
			実績	●	—	○※
			地元	●	●	—
	配置技 術者	監理技術者	保有資格	●	—	—
			雇用期間	●	●	—
			実績	—	—	●
		現場代理人	雇用期間	●	●	—
			実績	—	—	●
電気工事	企業要件		建設業許可	●	●	—
			入札参加資格	●	●	—
			実績	●	—	○※
			地元	●	●	—
	配置技 術者	監理技術者	保有資格	●	—	—
			雇用期間	●	●	—
			実績	—	—	—
		現場代理人	雇用期間	●	●	—
			実績	—	—	—
管工事	企業要件		建設業許可	●	●	—
			入札参加資格	●	●	—
			実績	●	—	○※
			地元	●	●	—
	配置技 術者	監理技術者	保有資格	●	—	—
			雇用期間	●	●	—
			実績	—	—	—
		現場代理人	雇用期間	●	—	—
			実績	—	—	—

※○：企業の工事实績については、建築一式工事を実施する者の実績を1件以上含んだ、最大3件を評価する。

(4) 技術提案審査

入札提出書類（技術提案書等）及びプレゼンテーションにおいて、次に示す提案があるものに対して、各委員の評価に基づき技術提案点を算出する。

各委員は、各提案項目に対して、5段階（A、B、C、D、E）で評価する。提案項目との配点に対して5段階評価による得点率を乗じ、各委員の評価点を算出する。最後に各委員の評価点を平均することで参加者の技術提案点を算出する。なお、小数点以下第3位を四捨五入し、小数第2位までを求める。

評価	得点率
A	配点×1.00
B	配点×0.75
C	配点×0.50
D	配点×0.25
E	配点×0.00

審査項目及び配点は次の表のとおりである。

審査項目		評価ポイント	配点	24点
(1) 業務全体の 実施方法	①発注者等とのコミュニケーション方法	・設計段階・施工段階において、発注者をはじめ、学生等とのコミュニケーション方法について、具体的に示されている。	3点	
	②全体工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計DB（デザインビルド）方式の特性を踏まえて、マイルストーンの設定や進捗管理方法などの工程管理手法が具体的に示されている。 ・設計業務から施工業務への移行における、情報共有方法やリレーション方法が具体的に示されている。 ・業務全体の工程表を、業務、工種別がわかるように記述されている。 ・全体工程表には、設計図書の完成時期、各設計業務の完了時期、工事の完了時期・工期が明示されている。 ・毎年度の予定出来高割合を明示されている。 	9点	
	③コスト管理	<ul style="list-style-type: none"> ・設計段階におけるコスト管理手法が具体的に示されている。 ・施工段階におけるコスト管理手法が具体的に示されている。 	9点	
	④品質管理	・発注者の要求品質を的確に設計に反映する有効策、業務の進め方や手法が具体的に示されている。	3点	

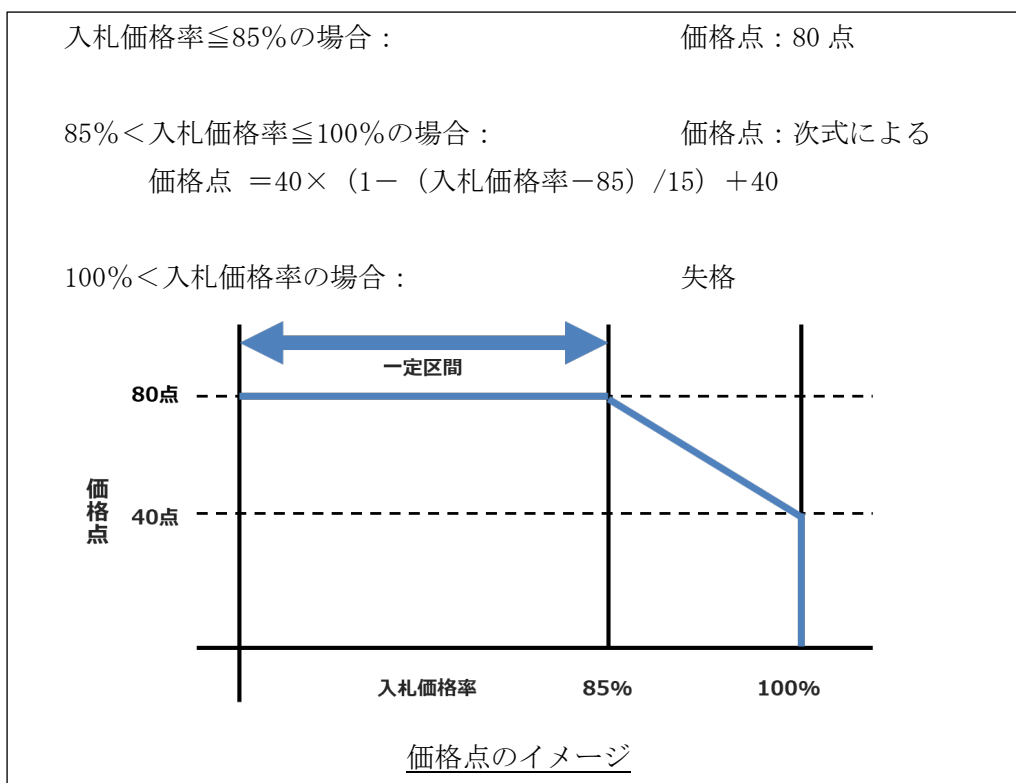
審査項目		評価ポイント	配点	
		・発注者の要求品質を的確に施工に反映する有効策、業務の進め方や手法が具体的に示されている。		
(2) 地域経済への 貢献	①市内の業者との連携による地域経済への貢献	・市内の建設業者とJV企業体が組まれている：1点 ・市内の建設業者とJV企業体が組まれていない：0点	1点	4点
	②市内その他の業種（建設業者以外の業種）の活用	・市内のその他の業種（建設業者以外の業種）の活用方法が具体的に示されている。	3点	
(3) 設計業務	①大学・地域・社会のシンボル性	・大学の歴史とこれからのめざす姿に沿った、新しいシンボルとしての建築計画を評価する。	3点	22点
	②施設計画	・柔軟かつ合理的な施設計画を評価する。 ・災害時の安全性の高い施設計画を評価する。 ・新棟の使われ方の変化に対して、建物計画におけるフレキシビリティの具体的な提案を評価する。	4点	
	③居住性	・利用者同士の交流を促し、かつ快適な環境を得られる具体的な提案を評価する。 ・だれもが使いやすい施設計画を評価する。	3点	
	④デザイン性	・地域・周辺環境との調和をなす計画を評価する。	2点	
	⑤環境配慮	・環境に配慮した具体的な提案を評価する。	3点	
	⑥ライフサイクルコスト	・ライフサイクルコスト（建設コスト、維持管理コスト）に配慮した具体的な提案を評価する。	3点	
	⑦維持管理	・メンテナンス性等に優れた材料・機器等の選定を評価する。 ・あらゆる利用者への安全を配慮した部材等の選定を評価する。	2点	
	⑧セキュリティ	・利用者にとって安心できる環境の計画を評価する。	2点	
(4) 工事監理業務	①施工品質管理	・施工段階において、施工品質を監理するための具体的な施策や有効な方法が示されている。	2点	5点

審査項目		評価ポイント	配点	
	②工事監理業務の適正化への取り組み	・施工段階において、工事監理業務の適正な履行に対する取組が示されている。	3点	
(5) 施工業 務	①品質管理及び施工精度	・施工中の品質管理方策（品質管理体制、定期的な内部監査方法等）や、施工精度を確保するための方策等、品質管理に資する有効な方法が具体的に示されている。	4点	25点
	②工事における安全対策	・新築・改修工事および既存建物解体工事にあたって、学生・職員・周辺地域住民それぞれに配慮した安全対策や騒音対策について具体的に示されている。	4点	
	③周辺環境への配慮	・周辺環境への配慮及び整備内容が具体的に示されている。	2点	
	④工期短縮に関する提案	・新築・改修工事および既存建物解体工事にあたって、工期短縮に資する提案が具体的に示されている。	5点	
	⑤コスト縮減に関する提案	・新築・改修工事および既存建物解体工事にあたって、コスト縮減に資する提案が具体的に示されている。	5点	
	⑥完成後のフォローアップ	・完成後の設備機器が供用後に所定の機能を果たすための調整作業等についての実施方法が具体的に示されている。 ・特に、供用後の設備機能の確認方法、機器の調整が必要となった場合の対応方法や連絡体制、フォローアップ体制や期間などについて具体的に示されている。	5点	

(5) 価格審査

入札書において、次のとおり価格点を算出する。（小数点以下第3位を四捨五入し、小数第2位までを求める。）

$$\text{入札価格率 (\%)} = (\text{入札価格 (税込)} / \text{予定価格 (税込)}) \times 100$$



(6) その他

ア 提出された書類等において、本法人は、業務の履行内容やその他本法人が必要と認めた事項について、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求めることができる。

イ 参加者が当該求めに応じないときは、入札を無効とする。

4 総合評価及び落札候補者の決定

(1) 落札候補者の決定方法

審査委員会は、各審査項目に対して評価の理由を明らかにした上で点数化を行い、実績点及び技術提案点、価格点を合計して総合評価点を算出し、総合評価点が最も高い提案を行った参加者を、落札候補者として決定する。

(2) 総合評価点の算出方法

総合評価点の算出方法は次のとおりである。

$$\text{総合評価点} = \text{実績評価点 (20 点)} + \text{技術提案点 (80 点)} + \text{価格点 (80 点)}$$

(3) 同点の場合の取扱い

最高の総合評価点を獲得した者が複数いた場合には、技術提案点が高い者を落札候補者とする。技術評価点も同点であった場合には、技術提案審査項目「(1) ②全体工程管理」の評価が高い者を落札候補者とする。それでも順位が決定しない場合には、本契約業務に関係のない本法人職員のくじにより落札候補者を決定する。